

毎月二回（一月、十五日）發行

明治三十一年十二月二十六日 郵便種目第三種郵便物認可

明治三十三年十二月一日 發行

目 次

社 説

◎新小學校令に對して教家の注意を促す

論 説

◎政教（承前）

在學 鱧川行道

◎身體と精神とに就て

在學 西山榮久

社 會

◎東西兩本願寺の確執◎西本願寺と現

内閣◎眞言宗の全國大會◎各宗の宗教法運動

雜 録

◎偶感數則

文學士常盤大定

信 塚

◎主力の行爲は何れに求むべきか

佐々木月樵

會 報

◎大阪伯都四恩瓜生會大會の景況

改 教 時 報

第 四 十 四 號

### 大日本佛教徒同盟會綱領

- 一、佛教本來の面目を發揮して、各自の信念を確立し、國民の道德を涵養し品性を陶冶する事。
- 二、佛教の本旨に基きて人道の大義を唱導し、精神的結合によりて國民の一致を鞏固にし國家の隆盛を企圖する事。
- 三、佛教護持の責任を全ふし、健全なる宗教界を形作る事。
- 四、各宗僧侶を獎勵し、其學徳を高めしめ、又從來の惡弊を改善せしむる事。
- 五、公認教制度を調査すること。
- 六、社會問題を講究して、慈善事業を起し、社會の改善を企圖する事。
- 七、佛教の精神に基ける諸種の教育特に普通教育女子教育を獎勵して、善良なる家庭を形作りしめ、又社交を融和せしむる事。
- 八、積極的方針を取り、實業道德を鼓舞する事。
- 九、教界の組織及儀式をして時勢に順應せしむる事。
- 十、社會に於ける一切の迷信を勦絶する事。
- 十一、殖民傳道を獎勵する事。
- 十二、佛教の光輝を發揚し、其感化を普く世界に光被せしむるの策を講ずる事。

### 政教時報

#### 新小學校令に對して 敎家の注意を促す

新小學校令及其施行規則發布せられてより越に十旬、其是非の評論も少なからず、又或る教育家の團體等よりは一部の施行延期を要求しつゝあるありと雖も、遠からずして改正令及施行規則の實施せらるゝや固よりなり、元來小學校令なる者は其關する所最廣大なれば、何人も敢て注意を怠るを許さずと雖も、殊に古來普通教育の全權を握り來りし、否寧ろ責務として負ひ來りし佛教家、社會事業の擔任者たるべき宗教家は之に注意を拂はざるべからざるもの一層切實なり、就中發奮して其一部分に對して責務を分擔せざるべからざる任に在るを知らざるべからず、吾人聊、茲に論ずる所あるべし、改正小學校令の著しく吾人の眼に映するものは、補習科及各種學校の設置に關する事なり、之を舊小學校令に比較し來れば大に當局者の注意と希望とを知り得べし、補習科は蓋し尋常高等の小學校に入學し得ざる事情ある者の爲に設置するものなれば、寒村僻陬にして小學校の設置なく組合中の小學校に通學せしめんこと兒童に取りては遠隔に過ぐる場合の如きは、其地に補習科を開設すべきなり、殷盛なる都會の地に於て而も小學校の配置不足、又學齡中にして他に雇傭せられ、

### ○政教時報第四十三號目次

社説	社會事業	トラスト
論説	共同と競争との關係を論ず	(中尾文士)
社會	政教	(維川行道)
信衆	日本佛教徒の世界的運動等	
會報	厭離 (多田鼎)	
	大日本佛教青年會秋季大會	

#### 本誌廣告

- 一、本誌は毎月二回(一日、十五日)發行とす
- 一、本誌は一切前金にあらざれば御注文に應ぜず
- 一、本誌代金は必ず小爲替にて遞送の事但し郵券代用の節は五厘切手にて一割増の事
- 一、本誌定價左の如し

一部	一ヶ月	六ヶ月	一年	全
金貳錢五厘	金五錢	金參拾錢	金六拾錢	無邊送料

- 一、廣告料五號活字一行(二十七字詰)一回金拾錢
- 一、爲替振込局は本郷森川町郵便局爲替取扱所宛の事
- 一、爲替受取人名宛は「東京本郷森川町一番地大日本佛教徒同盟會出版部」とせらるべし

東京市本郷森川町一番地

發行所 大日本佛教徒同盟會出版部

明治三十三年十一月三十日印刷

甲 發行所 同人

乙 印刷所 三聯

正教科の時間内に教育を受ける事能はざる兒童の多き場合に開設せらるべきなり、其他種々の場合あるべし、是皆等しく教育の責任にあるは勿論なりと雖も、今日の如く教育家の缺乏して、正教科の教員をさへ、規定通りに得る能はざる場合にありては、到底之を教育家のみに一任し置くべからざるなり、此時に當りて其缺を補ひ遺を拾ひ、我同胞の國民教育をして遺憾なからしむべき位置にあり、且其奮發如何に由りて、充分其任を盡し得べき者は、各宗の僧侶諸師を招いて他に之を求む可らざるなり、况や是れ君恩國恩に報じ、衆生恩を報じ、佛陀慈愛の德音を傳ふる最勝行たるに於てをや、去れば此點に於て僧侶諸師の奮發を望むは惟り余輩のみに止まらず、國民の輿望にして、直接には文部當局者も之を切望すること余輩が確開せる所なり、願くば諸師奮勵一番此天興の聖職に従事して、國民教育の一大缺坎を補填し以て輿望を満足せしめられん事を謹んで勸告す、又一方を顧みて余輩は各宗本山に勸告せんと欲する者あり、縱令眞言臨濟等の如く小宗派分立して、自宗の住職養成せらるるの届き兼ねる宗派は之を措くも、東西本願寺や淨土宗等の如く、其教育稍整頓して教導講習院傳道講習院等の如き、布教師教誨師等の養成にも従事せる本山にありては、只軍人や囚徒を目的とせずして、可憐なる小國民をも目的として、國民教育に任する教員養成に心掛けん事を希望するなり、若し正教員は規定嚴なるを以て養成困難なりとせば、准教員代用教員等にも可なり、夫既に僧侶にして國民教育の缺乏を補足すべき必要なる天職と



せば、本山教員養成は亦必要にして當然盡すべき責ありといふべし、又新小學校令には左の規定あり、第三十八條 小學校長ハ傳染病ニ罹リ、若ハ其ノ虞アル兒童、又ハ性行不良ニシテ他ノ兒童ノ教育ニ妨アリト認メタル兒童ノ小學校ニ出席スルヲ停止スルコトヲ得、第四十七條 小學校長及教員ハ、教育上必要ト認メタルトキハ兒童ニ懲戒ヲ加フルコトヲ得、但シ體罰ヲ加フルコトヲ得ズ、又小學校令施行規則に據れば、第九十二條 在學兒童ニシテ正當ノ事由ナク、引續キ七日間缺席シタルトキハ、關係學校長ハ遲滞ナク、其ノ保護者ニ對シ、兒童ヲシテ出席セシムベキ旨ヲ通知シ、仍引續キ七日以上出席セシメザルトキハ、其ノ旨ヲ關係市町村長ニ報告スベシ、第九十三條 市町村長ニ於テ、前二條ノ規定ニ依リ報告ヲ受ケタルトキハ、關係兒童ノ保護者ニ對シ、其ノ兒童ノ就學又ハ出席ヲ督促スベシ、前項ノ規定ニ依リ、二回以上ノ督促ヲ爲スモ、仍就學又ハ出席セシメザルトキハ、市町村長ハ其ノ旨ヲ監督官廳ニ報告スベシ、第九十四條 郡長又ハ府縣知事ニ於テ、前條第二項ノ規定ニ依リ、報告ヲ受ケタルトキハ、關係兒童ノ保護者ニ對シ其兒童ノ就學又ハ出席ヲ督促スベシ、

とあり、宗教家は此等の個條を仔細に熟讀玩味せん事を要す、抑も兒童の就學登校は權利にあらざるなり、小學校令第三十二條に左の一項あり曰く、學齡兒童保護者ハ、就學ノ始期ヨリ終期ニ至ル迄、學齡兒童ヲ就學セシムルノ義務ヲ負フ、斯くの如く學齡兒童保護者は國家に對して義務を負ふものなり、而して前述の如く、兒童保護者が義務を盡さざる時は如何にか之を處せん、又傳染病患者の如きは止を得ずとするも、不良兒童なりとて、出席を停止し、義務を停止すとは寧ろ奇恠にあらざるや、是故に舊小學校令には斯る懲罰は無かりしなり、然るに改正小學校令に於て、新に斯る不理窟の罰則を設けしは何の故に由るか、曰く他なし、感化院法の發布せられたるあるを以てなり、不良兒童の小學校出席を停止せられたる者は、感化院に入院せしむべきなり、此一道の血路を開きたるを以て、文部當局者は斯る規定を設けしなり、然るに其實際を見るときは感化院なる者は法律上の文字にのみ存して事實上之を設立せる府縣は殆ど未だ見當らざる如き憐なる有様なり、されば不良兒童は小學校より排斥せられ感化院に入れんと欲するも未だ其設けなければ、全く教育感化を受くる事能はず、益惡道に陥るの外なきなり、是殆ど計りて陥窮に陥るものにして、父兄の心情憐むに餘りあり、國家社會の不利益も亦尠少にあらざるべし、是に於てか感化院の必要は昔日に十倍せりといふべし、且夫れ小學校教育に泄れたる者をば感化院に入らしむるときは、前掲の如き學齡兒童就學出

席等に對して義務を盡さざる横着なる兒童保護者を懲戒する一法ともなる次第なれば、最早今日に至りては、決して一日も感化院の設立は猶豫すべからざるなり、中央政府も自ら此法案を提出して議決せしめながら、其設立を急ぐの様子もなく、地方廳亦其急務なるを知らざるものゝ如し、余輩寧ろ恠訝に堪ざるなり、されば一方に向ては是等責任ある人士に向て感化院設立を促すと共に、又一方に於ては佛敎家諸師が假令小規模なりとも、此感化事業に着手して勞を取り、國民教育の缺所を補ひて以て遺憾なからしめん事を切に希望して止まざるなり、

と冷淡なるの別あり、到底彼我日と同ふして論すべからず、消極并に冷淡の極端は共に零に般す、一國政府并に其國民にして絶對的に宗教生存の必要を非認するならば即止む、苟も然らざる以上は此密着なる政敎の關係は、日常平和の時に於て茫然拋棄し置くべきは是豈策の當を得たるものならんや、我國に於ては、維新以來外敎は次第に國內に瀰蔓し、漸く社會一般の注目するに足る丈の勢力を扶殖したり、勿論宗教の價値の多少を比較する事は哲學の範圍に屬することにして、世人は皆哲學者にあらざるを以て、哲學上宗教を撰定すること能はざるや論なし、從て外國宣敎師が我國に於て、一意専心傳道に従事する結果として、亦向後益々内外人の交通頻繁なるの結果として、自然基督教等の外敎も遂日而其勢力を増大し、意には儘かに日本社會の一大勢力となり、佛敎と相對峙して、凡ての點に於て一感情上よりなるにもせよ一利害を競ひ、得失を争ふ如き時期の到達することのあるは人の疑はざるどころなり、此時に當り元來宗教に冷淡なる我國の政治家并に當局者は、自國內に於ける二大勢力の衝突せるを見、宗教の事は我不知知の素志を固執して袖手傍觀せんとするか、開國の今日の日本の國家は已に業に封鎖的昔日の日本國家とは事態を異にす、外敎の後には必ず外國といふ後援あるを忘る可らず、般商洵とに遠きにあらず、顯然として同大州にあり、今にして冷淡なる政治家并に當局者の注意を惹起し豫め之が大計を劃策することなからん乎、危運當さに逼迫して嚙臍の大悔あるは時已に遅し、余輩の察するところによれ

論 說

政 教

(接前號)

鮎 川 行 道

第四項、

其一國政治上に於ける利害、宗教は前述の如く、政治と密着の關係を有し、或は表面より或は裏面より影況を及ぼすこと強大なるものなり、歐洲に於ては宗教を離れては殆ど全く政治を想像すること能はず、宗教に背乖せる政治は惡政と稱せられ、反之宗教の敎理に準據せる政治は善政として國民全體より歡迎せらる、偶々學者間に於て所謂「アセイスト」と稱せらるる者あるも、并は一般社會より排斥蔑視せらるる人なり、政府の方針は彼我積極と消極との差あり、國民一般の宗教に對する念慮に熱心なる



ば、政府たるものは何れにても勢力の大なるものと提携するを以て國家百年の大計なりと信ず、例之爰に甲乙二黨あり、甲黨は全國の八九分の輿論を代表し、乙黨は殘一二分の輿論を代表すとせば、此時に當り、政府は乙黨と結託せんか、到底議會の操縦は望むべからず、議會の有効なる操縦は甲黨と提携するの勝れるに若かず、翻て我國內外宗教の勢力如何を比較し見よ、如何に我國人民は彼に比較して宗教に冷淡なりとするも、宗教に熱心なる分子は寧ろ中以下の社會にあり、而して中以下の社會は何れの國を問はず、社會の大多數を占むるところたり、此點に至りては、佛耶兩教の勢力の強弱優劣は比較すべくもあらず、况や佛教は近年科學の進歩すると共に、益々其眞理を發揮し、歐米の哲學者と雖も其教理の他の宗教に比較して適かに高尚にして哲學的なるに欣慕し、歐米宗教の大勢は既に基督敎と定まれるにも拘はらず、滔々乎として之を研究し之を信する者を輩出するあるを見るに於てをや、素より探るべき策に就て茲に述べしところは、余輩一箇の見解に過ぎざれば、他に巧妙なる良策なきを保すべからず、問題已に重大なり、一朝一夕にして遽かに策の良否を判定すべきにあらざるを信ず、然れども問題重大なればなるは必し慎重なる研究を要すべく、決して事態の成行に抛擲すべきに非ずと斷信す、

第五項、其國際上に於ける利害、

一千六百四十八年「ウエストワリア」條約以降今日の文明國は表面上大抵皆な信教自由主義を認め、簡人の信教の自由

は法令を以て之に干渉せざることをせり、我國に於ても、憲法第二十八條は、明かに條件附信教の自由を規定するものなり、然れども彼にありては、主義としては信教の自由を認め居れども、實際に於ては自國在來の宗教にして、多數の信者を有し、最強大なる勢力を有する宗教には、特別の保護を與へ、自ら他の宗教と其待遇を異にせり、是政治上の理由に基くものにして、所謂表面的政教關係の一面に外ならず、即民心を集攬する上に於て、國民一般の輿論を斟酌する上に於て策の正鵠を得たるものと信ず、彼等諸國の政府に於ては、宗教を政治上に利用すること如此夫大なり、政府の宗教に依頼すること如此夫深し、見ずや軌近に於ける國際問題を、其根源に溯り見れば、國權と國權との直接の衝突にあらざりて、宗教と宗教との直接の衝突なり、此機を失せず、常に懲野心満々たる列強は、此衝突を奇貨として、國力の伸張を逞ふせんとし、爲之天下暗惰、全く強者伏弱、優勝劣敗の原則の支配を受くるに至りしことを悲しけれ、列國の間に國際法の成立するあるも、是平和の時に於て其完全なる適用を期するを得べく、一旦平和の破裂するあらんか、到底其完全なる適用を見る事能はず、單に是實力のみ、此對外的實力は、國民を措て他に求む可らず、是彼等文明諸國に於ては、自國の内に行はる、宗教の中に就き、其最優勢を占むるものと提携し、之に特別の優待を與ふる所以にして、自衛上然らざるを得ざるなり、此顯著なる列國の事例あるにも拘はらず、我國政府の茲に出でざる所以のものは、當局の賢明決して此理を

解せざるに由るに非ずして、國力の足らざるに職由するなり維新前の如く、封建領國の主義を採り、未だ國際關係の生ぜざる時代にありては、銳意其利とし、其得とするところに専ら依頼し、施政の大方針を專斷する事を得たりしも、今日の如く對外的關係を生したる時代に於ては、國の實力の強大にして、天下獨尊の地位に立たざる限りは、到底意の如く自力を專行するを得ず、果して然らば、我國政府の斷して此大方針に出づるを得ざるは、強ち政府獨り其責に任すべきにあらざる、國民全体も其責の幾分を分擔せざるべからざるなり、如何となれば國力の増大は獨り政府のみの能く完ふし能はざるどころなればなり、於是乎、余輩は一の斷案を下さんと欲す政府は努めて國力の増進と、國民の安寧福祉を謀り、國民は又政府を翼賛して、國家の目的を達せしめ、實力の上にて於て大陸諸強と對等の地位に進ましむることに極力盡さるべからず、當此時、尙且政府の方針爰に出づる事なくんば、其責任は全然政府の負擔すべきものなりと云ひて不可なからん、

第六項、結論、

余輩は最前項に於て、政治と宗教とは直接間接に密着なる關係を有せること、并に其直接及間接の關係の何たるを辨じ且つ何れの國たるを問はず、概して此二者は表裏の兩關係によりて結附けらる、所以の理を説明し、其第四項及第五項に於ては、此關係の一國政治上并に國際上に於ける利害に關し、大略余輩の卑見を録載したり、今や本問題を終るに臨み結論として、前數項に基き、概括的に日本政治家、日本國民

并に日本宗教家に對する大希望を述べんと欲す、抑國家の完全なる發達を謀り、其健全なる繁榮を齎するは、其方法一にして足らず、法律制度の整備せざるべからざるは勿論、此法律制度の範圍内に於ける國家の經營施設に伴ふ經濟上の實力の之に伴はざるべからざる事よりして、其他微細なる點に至りては到底列記するの煩なるに堪へず、然れども余輩の信するところに依れば、法律制度經濟等の事は、寧ろ從たる地位に坐するのみ、此法律制度の巧妙なる運用を致し、經濟界の圓滑を謀るの人は、其主たる地位にあるものなり、其主たる地位にある人にして、第二十世紀の活社會に處し、國家の大政を調理するに足るの技量を備ふることなからんには、到底國家の成長發達を期すること難し、當に成長發達を期し難き耳ならず、社會の文化は漸く其程度を上進するに従ひ、優勝劣敗の大原則は益々除外なく行はれんとするの趨向あり、此大原則の行はる、下に立ち、天下に優勢を獨占せんと欲せば、非常に強健なる意思を有し、堅固なる決心を有し、拔山蓋世の大勇あるを要す、然るに此強健なる意思、堅固なる決心、拔蓋の大勇は、何れのところに之を求むるを得るか、教育否、經驗否、素より教育經驗必要なり、教育によりて啓發せられたる知識、實際事に處したる經驗、皆少なからず之が補助を與ふるや否むべからざる事なりとは雖も、未だ以て之が源泉なりと認むること能はず、知識經驗を全備せる以上は於て、確乎不可動なる精神の修養に缺く可らざる宗教なかるべからず、此宗教によりて涵養せられ、鍛鍊せられた



る雄大なる精神に非れば、健全なる精神に非ず、薄弱なる精神なり、薄弱なる精神を有する政治家には、「ブルンチリー」(獨逸の有名なる政治學者)の説に従へば政治家に必要なる眞正の決断は得て望むべからず、偶々決断に酷似せる行爲あるも、是所謂眞正の決断に非ず、本人自身大に躊躇すべければなり、依是觀れば、歐米人は无宗教者を蔑如して、共に齒するを屑とせざる亦實に謂なきに非ず、人間百般の行爲の本源たる精神にして既に纖弱なるに於ては、其人物の小なる説を要せずして昭なり、論者或曰はん、余輩に一定の主義あり、豈宗教の支配を受くる者ならんやと、余輩之に答て曰はんとす、主義其もの既に羸弱なり、如此者、到底獨尊を以て自任するの資格なき者なり、獨尊の地位に達せん爲めに宗教の力を假るを必要とするなり、昔も日本國民たるものは、盡く國運の進歩を切望するや至情の當然なり、政治家たる者亦將來政治家たらんと欲する者に對して其精神の強固健全なることを望まざらんと欲するも豈得べけんや、此宗教なるもの獨り政治家に必要な耳ならず、國民全體の意思の強固なるは、即國家の力の強大なるなり、加之彼等自身の爲めに謀るも商業にまれ、工業にまれ、農業にまれ、學術にまれ、技藝にまれ、一として堅固なる意思を要せざるものなきに依りて見れば、國民獨り宗教の不要なる理あらんや、於是乎、宗教家の責任彌々大なりと謂ふべし、概括して云へば、今日の宗教家は宗教家として此社會に活動するの眞價なし、世人が目して以て尊重すべき宗教家は果して若干かある、日本四千有餘萬

の人口に對しては、實に寥々たる曉星も當ならざるなり、此多事多端なる時世に際會したる宗教家并に將來宗教家たらんとする者は、斯道の濫與を研むべきは勿論、教訓の方法の如きも、古きを捨て、新しきに就く主義を執り、前世紀の人に向て適當なる教訓法は、既に今世紀に適當なる方法に非るに若目し、文明的にして有効なる方法に據らざるべからず、今日に於ても尙ほ頑迷固陋、徒らに古風に心酔して、之を學ばんとする青年宗教家あるに至りては、眼世界の大勢を見ず、耳社會の輿論を聞かざる者にして、今世紀に於ては無用の長物のみ、自滅するの勝れるに若かず、

以上論じたることを以て實行せられざらんか、不幸にして到底文明諸國と實力を競ふを得ず、我一步進めば彼三步進まん、我漸く三步せば彼既に五歩せん、何と云へば我に於ては根柢に於て宗教の缺くるところあるを以てなり、反之余輩の所論にして實踐せられんか、限なき進歩の結果は、彼と均等の實力に達し得るは勿論、國權は至大の伸張を致し、覇を世界に誇唱する事も、決して不能の業なりと斷言すべきにあらざると信ず、 (完)

身體と精神とに就て

西山榮久

學術上より言へば身體と精神とは頗る困難の問題にして、古來の賢哲之が爲めに其腦漿を費したると幾何なるを知らず、或は同異を論し、又は關係を説く、甲談乙議、洵に一決し易

からざるなり、されど予が今此題下に陳べんとするは、斯くの如き難問に對して解決を施さんとするに非ずして、唯此兩者が實行上如何に關係あるや、又宗教的信仰に於て如何に影響の存するやを見んと欲するなり。

夫れ身體と精神との間に大なる關係の存するは明なる事實にして、今更殊に冗筆を要せざる所なれども、余頃日、米國の心理學者ジエームス博士の近著を開きて、頗る興味あるを感じ、教育者、宗教家、さては一般讀者も、之を知ること全く無益ならざるべきを思ひ、茲に少しく採摘するとどなせり。

凡そ精神の内部を支配するに外部の身體を以てすることは、吾が佛教を初めとして、東洋古來の賢哲が常に口にする所なり、而して事實に於て、身體情弱にして精神之と共に懶惰となり、身體嚴格にして精神之と共に嚴格となる、是れ佛陀が戒律を策勵して、之を以て佛教の生命なりと宣たる所以なるべし、今日に方りて佛教の衰滅を憂ひ、邪道日々に猖獗なるを悲むもの、誠に身體を嚴守し、恭しく佛祖に仕へ、大に精神の修養に力めざる可らざるなり。

今ジエームス博士の説なるものを見るに曰く、

讀者は定めて心理學上感情の「一法則」に於てランゲ、ジエームスの律と稱するものあるを知らむ、此法則に由りて考ふるに、吾人が感情なるものは、主として身體の激動に由るものにして、直接に精神に由りて起るものに非ず、今茲に一の刺戟ありとせんか、之に反應して一個の激動を身體に生ずべし、是れ感情の依て起れる所なり、一例を擧げて之

を陳べんに、恐怖の感情は新に起りたる周圍の激變に由りて來れるものなれども、是れ必しも激變の生したることを心に感して直ちに怖畏するものにはならず、寧ろそが身體を激動し、之によりて怖畏する者なりと言はんと欲するなり、されば若し驚くべき大變動の生じ來りたりとするも、身體の激動を抑へ、平然自若たらしめば、其恐怖の情は遂に甚しきに至らざるべく、吾人は寧ろ、徐ろに其事件の眞相を認識せんなり。(取意)。

と、吾人は果して全然説の如くなるやを疑ふ者なれども、亦必しも全然捨つべきにあらざるなり、古來の禪僧者流、心學者流の、不時の激變に遭遇して泰然として動かざるものあるは、實にジエームス博士の言の全く虚なきを知るべきなり。

博士は更に言を續きて曰く、

世人以爲らく、人悲しきが故に落涙するなり、落涙するが故に悲しきにあらざるなりと、是れ非なり、余は寧ろ悲しきが故に落涙するにあらざして、落涙するが故に悲しきなりと言はんと欲す、是れ余か敢て奇言を好むにあらざ、實際研究の結果、自から此決論を得たるのみ、然らば則ち推して以て之を言はば、常に深切に行動せば、如何に奸黠毒漢と雖、自ら深切の君子となるべく、如何に粗野暴戾の曹と雖、亦自ら柔順温良の士人たるべし、更に推して信仰の上及ぶも決して之が律を脱することなからむ、彼の有名なる且、W. スミス女史の編著「幸福なる生涯を送らむが爲



めの基督教徒の秘訣」と題せる一書は、普く世界に其名を知られ、又愛讀せられたるものなるが、殆んど其各章、各節、語りて曰く「常に信仰的に動作せよ、然らば汝如何に疑心深くとも、遂に眞實の信仰を得ん、汝の冷徹も汝の懷疑も何のものかは」と、余は眞に然るを見るなり(取意)。

余輩黃吻兒、何を知らむや、然れども博士の言の甚だ知言たるを覺ゆるなり、今や社會の空氣黃腐其極に達し、利慾の微菌中に充溢し、懷疑の蝸蛆之か下に巢ひ、一定の道德主義なく、一定の宗教思想なし、之が結果は必然に戻徳汚行に至らざるなからんとす、少しく矯風に意あるもの、聊さか思慮ありて可なり、余は必しも盲目的の信仰に與せず、教權的道德に左袒する者に非ずと雖、古來の信仰道德、一舉して排斥する者に非らず、たとへ熱情燃ゆるが如き信仰なくとも、少くとも信仰的に動作せよ、たとへ世人は偽善者として排斥するも、善をなすはせざるに優れり、慈善の事業の如きは特に然るにあらざるや、世の宗教家、教育家、請ふ先づ試みよ、得る所益し大ならむ、ジエームス博士の所論必しも迂妄ならざるべし。

社 會

◎東西兩本願寺の確執 蔚然として日本教界に一大勢力を樹立するものは、それ東西兩本願寺か、是を以て兩本願寺か權力關係上より二者常に嫉視反目異趣も管ならざる

一昨年の巢鴨監獄教誨師問題の當時、直接其衝に當りしものは實に東本願寺なりとす、然れども東本願寺をして益々意志の鞏固を來たし、遂に天下に向て檄文を發し同情を求むるに至りしは、西本願寺の大なる助力與りて力あればなり、謂はば火の元を製造したる者は西本願寺にあらざるや、此等の事は當時の關係者に就て聞かれれば最も明白に證明することを得べきなり、然るに其事件の落着を見ずして俄然袖手傍觀の位置に立ちし所以の者は、吾人の大に怪訝に堪へざる所なり、要するに東西兩本願寺が相一致して事を共にするや、必ず破壊の分子當に相供ふ者とみて毫も差支なかるべし、而して監獄問題の行懸り勢ひ教界の耳目を聳動せし宗教法案に對し絶體的反抗の運動に出でたるは、亦止むとを得ざるの事情ありむも、吾人は我教界の爲めに深く痛嘆せざるを得ず、爾來大菩提の設立、各宗派の會議等、悉く相合同を見ることを得ざるに至れり、これ決して喜ぶべき現象にあらざるなり、今や第十五議會は目前に迫れり、宗教法の提出は模稜の裡にありと雖も、東西兩本願寺が手を携へ歩調を一にすることは、到底望むべくもあらざらんとす、文明を以て誇れる西本願寺亦概擲なる哉、

◎西本願寺と現内閣 昨年の宗教法案に賛成し政府に味方したる西本願寺は、暗に當時の山縣内閣の命を受けたることは、公然の秘密として一般の知る所なり、山縣氏は長州出身にして西本願寺の要路に當れる赤松氏等も亦長州なり、其等の關係より常に山縣内閣と西本願寺が齟齬を結びたるて

現象を呈するとあるは、當初の歴史より今日に至る迄の狀態なりとす、吾人は之を過去十數年に溯りて遠く之を追究するの要を認めず、これは暫く措いて問はず、近く四五年前に就いて之を見るに、讀者は今尙忘れんとして忘る、こと能はざる、廿九年末に於ける東本願寺の志士が内部より蹶然として起り所謂革新の旗を翻へし、紛々擾々派内の騷動沸然として湧くの時、西本願寺の當路者其間に介して調停の勞を取らむとするものなく、竊に手を拍て一派の危機に迫るを喜びしものありしとは、當時吾人が京都にありて親しく見聞せし所なり、人の不幸をみて暗に快哉を叫ぶか如きは人情の忍びざる所なるべし、而も忍びざる所をなし悟として耻ざるに至ては、平生の惡感情が如何に二者の間に蟠れるを知るに足らむ、例へ是等の事が一小事としてさまで齒牙にたくるに足らずとするも、一般の點に於て正反對の態度に出でざるなく、甲は東に向て往かんとすれば乙は西に向て進まんとす、一は賛成を唱ふれば一は不賛成と呼び、東は臺灣布教に熱注すれば西は北海道に力を盡くし、亦米國傳道に手を伸さんとするれば、東は更に支那布教に意を注ぐか如く管に反對に出るのみならず、競争の念次第に熾に互に功名を誇らんとするに似たり、競争は社會進化の源泉にして教界の沈滞を覺醒するに欠くべからずと雖も、競争の弊や互に相陥擠せずんば敢て止まざらむとす、今日の東西兩本願寺は將に此の一大病患に罹れるもの、猜忌排擠するは理の當に然るべき所か、

とは明白なる事實にして、遂に運動費迄も貰ひ受けたりとのよからぬ風評さへ耳にしたることありき、西本願寺の斯く迄強硬の態度を取りしことは、何か後援のあるべきは豫想するに難からじ、偕今年は如何にと云ふに、伊藤侯はもとより長州出身なりと雖も、從來西本願寺とさまで關係ありしことは吾人未だ之を聞かず、然れども伊藤侯の四天王の隨一と呼ばれ股肱と稱せらる、伊東已代治氏と西本願寺は實に淺からぬ因縁を有するもの、この因縁に引き結ばれ現内閣と密接の關係を作ること洵にたやすき事なるべし、伊藤侯は才智の人、山縣内閣と軌轍を一にし、各宗派の怨府となるが如きは斷してなさざるべし、論じて此に至れば西本願寺と現内閣の關係は稍々早計に過ぎたるが如しと雖も、今後の變化如何に成り行くべきか、測り知るべからざるものあり、乃ち此一項を記して他日の參考に資せんとす、

◎眞言宗の全國大會 同宗の一部本山が其筋の獨立許可を得しより、末派多數の反對運動となり、折角其筋の認可を得し、御室派等の宗制は毫も實行するに由なく、政府は去月來分否兩黨の調停を試みつゝありしが、聞く所に依れば、其の調停案なるものも略ぼ成り、眞言宗長者の同意を求めらるゝに及んで、長者は是を末派に諮詢せしに、三府十九縣の代表者百廿餘名は、去る廿一日日本橋俱樂部に、廿二日伊勢平に大會を開き、飽までも當初の目的たる古義畫一主義を貫徹するにあらざれば、斷じて止まざるの大決心を示し、都合に依れば、右の百二十餘名總勢となり、内務省に迫るの模様



あるより、其筋の警戒も頗る嚴重なるよし、想ふに此の勢にては獨立認可の不當處分を取消すか、未派の去就を自由にするより外なからん、其の決議は左の如し、

大會決議

- 一 前項の旨趣を報告し奉り更に進んで離脱を不當行政處分取消申請の運動を爲し其の何れかを達する
- 一 運動費募集の方法は總務員評議員及び支部幹事に一任すること
- 一 會計法は本所會計條例に準じて執行す
- 一 本所長者寺院との關係は従前の方針を變更すること
- 一 本部及び同志者の教學機關は同志者に於て盡瘁繼續すること
- 一 本部の組織を左の如く變更すること
- 一 總務員十五名を置き運動の全權を委任す
- 二 總務員は必要に應じ本部を東京に移すことを得
- 三 總務員は交番を以て二名本部に常在し其他は常在員の指揮に依り運動すること
- 四 總務員選定は大會にて會員一般より選び當選者は辭することを得
- 五 總務員は臨時運動員を依頼することを得

◎各宗の宗教法運動

内務省より宗教法の提出せらるべしとの事に付、各宗より運動委員として二三の諸氏東上せられたるよし、吾人は未だ其方針の如何を知らずと雖も、前年の意志を繼ぎ飽過尙早を唱へ延期を主張することに力を盡さるゝことならむ、宗教家の弊として區々の感情に支配せられ、稍もすれば一致の歩調を欠くことなしとせず、例へ其事柄にして成功せず、やがて失敗に終るとするも、正々堂々として亂調に至らざれば決して見苦しき事なきなり、切に諸氏の一考を望む

偶感數則

常盤 大定

自屈と得意

吾人は中正なる事稀にして、時には卑屈に傾き、時には得意に奔る者なり、共に是中庸を得たるものに非ざるを以て、自ら自己を策勵して此兩境を脱せざる可らず、兩境に沈淪する間は到底向上の道に進む能はず、常に同處に彷徨すればなり、如何なる人と雖、自己を以て完全と爲すものあらざらむ、既に完全ならずんば進歩を期する素と其所、進歩を期する以上は、之を妨ぐる卑屈と得意との兩境を脱せざる可らざるは、多言を要せずして明なり、吾人の進路中泰山あり、北海あるは、數の免れざる所にして、吾人は泰山の障ふる所となり北海の支ふる所となりて苦辛慘憺を極むるは何れの路に進むも人の具さに經驗する所、人或は泰山の難の爲に、北海の阻の爲に進み得ずといふものあらむ、然れども曷んぞ知らむ、眞に人の進路を阻碍するものは泰山北海に非ずして近く自己心中に存するを、卑屈と得意とは實に是吾人の進路に中りて吾人を阻碍する二大關門なり、

嫉妬と慢心

意より來る慢心の進歩を阻碍する斯の如しとせば、得意の弊豈畏れざるべけんや

知足と進取

徒らに自己の力の足らざるを歎じ、卑屈の深淵に陥没するを止めよ、徒らに懊惱を以て事とする、遂に何の益あらむ、須らく氣を暢べて寛宏の量を養ふべし、練々たる寛宏の量、以て能く進歩の地を見出すを得べけん、漫に他の群を抜んずるを羨み、心中醜醜たるは進歩の途を杜絶するのみならず、一生は貧乏暇なしの諺に洩れずして、唯惱殺せられて已まんのみ、卑屈を退治するは蓋し知足の念を養ふに若くなけん、自己の力を計らずして徒らに自己の上をのみ望見すれば、卑屈に流れ嫉妬に奔る、嫉妬一たび起り來らば、須らく眼眸を一轉して、自己以下を見よ、自己以下何ぞ一二にして止まらん、自己以上幾千百階なると同時に、自己以下も亦數千の階級あらんなり、此數千の下級を見て以て自己の猶其上位に存するを知らば、何ぞ不足の念なきを得んや、既に知足の念あらば、以て初て心中の平を得べし、寛宏の量を得べし、心中平なり、量寛宏なり、以て初て進歩の途を得べきなり、醜醜として進むの途は遂に進歩にあらざるを知らざる可らず、慢に自己の位地に満足して、得々として高慢の域に彷徨する勿れ、是蓋し自己を以て嘗て自己以上に比せず、徒らに群小の徒に比するの弊なればなり、一丈取て高しとするに足らず

卑屈は嫉妬を招くものなり、自己の力の及ばざる所、他能く之を成功するあり、之に對して同情を有するは眞に人生の難事とする所、艱難は共にすべし、快樂を共にすべからずとは古今の通弊なり、事は難事に際するよりも寧ろ無事の時に敗るゝもの、難局に處するよりも寧ろ小成に敗るゝものなり、是何が故ぞ、人に嫉妬あればなり、嫉妬の本源は實に卑屈に存するを知らば、卑屈の進歩に害ある昭乎たる事實に非ずや、嫉妬なるものは他の自己以上にあるを見て快とせざるをいふ、既に他の拔群なるを以て快とせずんば、他を引き下して自己と同等、若くは自己以下と爲して初めて満足を得べきなり、自己既に進まざるのみならず、他の自己以上の者をも下して以て之を自己同等或は以下に退けんとす、卑屈嫉妬の弊畏るべし、進歩を以て善とし、完全を以て目的とするもの、先づ近く自己心中の卑屈心を退治せざる可らず、得意は慢心を惹くものなり、滿は損を招く、滿つれば缺くるもの、亢龍悔なき能はず、蓋し自己に不足を感ずるあり、初めて進歩を見るべきもの、不足の念なし、何ぞ向上の道に進まん、心中一物の蟠るなくして初めて法を聽くべし、道を問ふて得る所あるべし、滿心既に得意の存するあり、高妙の理も遂に之に入るの餘地を有せざるなり、故外山博士嘗て某氏の送別會に際し、戒めて曰く、某氏若し刻下の慢心を持せば、其幾々國を經歷し、幾多の博士に遭遇するも、歸朝の後の某氏は、海航前の某氏と些の異なるを見ざるべしと、蓋し是滿心の高慢遂に能く他説を容るゝの餘地なきを諷せるならん、得



上に十丈の存するあればなり、十丈亦高しとするに足らず、猶其上に百丈千丈乃至無數丈の高さあるを知らずや、高しといふも人間世界の事何程の事あらん、高し、深し、長しといふは、是唯比較上の語のみ、人界既に比するの高さなくんば、眼を轉じて無限に比せよ、能く高慢の弊なきを得ん、得々の意なきを得ん、慢心を退治するは蓋し進取の念を養ふに如くなけん、進取の念は自己の足らざるを知るに基く、自己の足らざるを知るは、自己以上を以て目的とするに因す、慢心に拘束せられて進歩の途を失へるものは、須らく、自己を以て自己以上に比し、以て進取の念を養ふべきなり

### 自重と謙遜

知足の念は自重の徳を養ふの基を爲すべし、進取の念は謙遜の徳を養ふの因と爲るべし、自重なくんば眞の知足なく、謙遜なくんば眞の進取なきを以てなり、自重謙遜共に是人生に缺くべからざる美德にして、卑屈得意共に是人生に存すべからざる不徳なり、而して卑屈得意共に是人生に存すべからざる全體を横領せんとして、自重謙遜は共に常に其跡を人界に止めざらんとするの傾あり豈歎すべからずや、吾人は須らく自重謙遜の二徳を奈落の底より喚起し來りて以て卑屈得意の二大魔を人界外に放逐するを以て目的とせざる可らず、之を爲さん事先づ魔より初むるの決心なかるべからず、若し能く卑屈得意の二大魔を驅逐して自重謙遜の二徳を抱くに至らば

自己の進歩初めて語るべし、完全の目的初めて談ずるを得べきなり、吾人の理想とする大人は常に此二徳を具有す、是を以て一面は非常に謙遜なると同時に、他面に非常の自重あるを見る、然れば卑屈と得意とは、同時に同處に存し得べからずと雖、謙遜と自重とは常に相併存するものと覺し、吾人は或時は卑屈にして得意ならず、得意の時は卑屈ならざれども、若し此兩魔を去りて彼二大美德を同一時に抱くに至らば豈愉快ならずや、一の小を失ひて二の大を得る、豈何ぞ一舉兩得の比にあらん、而して此二徳を養ふの道は如何、曰く完全なる理想をして常に心中に活潑々地たらしむるにあり、卑屈心起らば佛陀の四弘誓願に訴へよ、慢心起らば佛陀の無量壽、無量光に對せよ、二大魔は自ら二徳と變ずるの日あらん、此文を誦する所以のものは、是唯常に此二魔の爲に苦めらるる自己の經驗を表白するに過ぎざるのみ

### 信 象

#### 行爲の主力は何れに求むべきか

佐々木月樵

能く考察して見ると、ありとあらゆる物、何一つ永久静止の状態にあるものはない、庭の木の葉は動かぬ様であるが、實は動きて居る、是から冬になると北風は枝をならす様になり、強風又は暴風の時は幹をも動かし、家屋をも動かすものである、世間で能く動かぬものを喻へて「山の如し」といふ

が、富士山でも地震の時には動く、斯様に考へて見ると何一つ永久静止の状態にあるものはない、所が最一步を進んで考へて見ると、永久位の事でない、ありとあらゆるものは、時々刻々動きづめである、何せかなれば、全体すべてのもの、土臺となりて居る地球が片時も休まず、動きづめであるからである、この故に、われ等が眼に觸れるものは、山であれ、川であれ、家であれ、人であれ、何であれ、彼であれ、見られるものは愚か、見る所の我身までが、時々刻々動きづめである、動く地球を土臺として居る已上は世界に何一つ動かぬものはない。

斯様に考へて見ると、世界のものは、皆な悉く動くものである、動きつゝあるのである、鐵物も植物も何もかも、廣き義では、すべて動物と云ふとが出来る、所で、この動くには、各自に、動く所の原因がなければならぬ、動かすものがあければならぬ、この動かすものは何であるか、是れはいふまでもなく力である、庭の木の葉も力なくては動かさず、力あれば、富士山でも動く、大は地球の回轉より、小は眼にも見へぬ隙間の塵の浮動に至るまで、皆な悉く力によりて動くのである、木の葉の動くは風の方である、富士山の動くは地震の方である、時計の動くは螺線の方である、電氣車の動くは電氣の力にして、車の動くは車夫の方である、すべて動くは云へば必ず力がなければならぬ、動くは云ふ時は必ず力といふことを豫想して居る、全く力なくして動くものは一物もない。

思ふ。すなはち、動く物それ自身にとりて、實は動きて居るもの、何の目的もなく何の譯もなく、唯偶然に動きて居るものと、そうでなく、何にかある目的を有し動かねばならぬ理由ありて動きて居るものである。空に雲の動く、野に川の流れる、枯木に木の葉の飛ぶが如き、是等は皆な前者に屬するのである、人間の動くは多くは後者の動き方である。そこで、私は兩者等しく動かねば、其動くにわたりて大に趣を異にするから、兩者の動くを區別して、前者を單に動くと云ひ、後者は主として人間に限るから動くに人偏を加へたる働の字を用ひて、動くに對して働くと名けやうと思ふ、人間の行爲に善惡邪正の價値の出来るは、この働くと云ふ意義の動作に限るものだと思ふ。

人は身體と精神との二部分より成る、故に動くにも、身體の行動と、精神の活動との二つがある。されど、この二は密接に關係し、交錯連貫して、精神の活動が、茲に始めて人々各自の行爲となりて、坐作進退の上に顯はれるのである。御互の行爲は、些々たる行動にも、意識的か無意識的かにかはらず、必ずある目的を有して居る、ある意味を持ちて居る、譯なくて動くは稀れである、常に故ありて働く、「せざるべからず」と感じて働く、「氣にすまぬ」と思ふて働く、時には、欲望の念に強迫せられて行ふ、木の葉を動かす風力は外部より來る、富士山を動かす地震の力は地球の内部より生ず、御互が日々行動の主力、「せざるべからず」、「氣にすまぬ」、「欲望の強迫」等は、畢竟何れより來るか。人間行爲の主力



は何れにありや、外であるか、内であるか、われら、之を何れに求めたら、完全なる行爲をなすを得るでしやうか。

まづ、私共は自分が日々の行爲を考へて見ると、行爲の主力が全く自己已外にある者の多いには愧しくある。私共のみならず、世の中には如此行爲が澤山ある様である、社會のために制裁せられ、或は他のために抑壓せられて行ふ所の行爲は全く是である。人は社會の制裁を恐れて善行をする、富者は人前に對して慈善を行ふ、學生は教師に餘義なくされて勉強をする、軍隊は命であるから進軍する、小使は主人の命だから働く、是等の行爲は調子がよければ別に是れといふ程でなきも、斯様な危険な行爲はない。馬丁の鞭影によりて動く馬は危険なものである、コルクは徳利の栓となり居る間だけ辛棒する、瓢は石の繋がれてある間は水に身を沈むるものである、今人間も行爲の主力を自己已外に求めて居る人は、コルク流で、瓢流で、行爲に落附がなく、一時的である、虚偽である、虚飾である、偽善である、之を要するに、行爲の主力を自己已外に求むる人は、能々其主力の何れにあるかを推究して見ると、名譽、財産、他位等に終るのである。「金が力じや」と云ふ諺は行爲の主力を外に求むる人の眞意を穿ちたる語だと思ふ。

然らば、行爲の主力は之を外に求むべきものでない、之内に求むるの、即ち自己行爲の主力を自己の精神に求むる者は、之を前者に比して危険でない、健全である。社會の制裁、他の抑壓を感せず、自から進んで善事を行ひ慈悲を施す

人は、眞の慈善家である、眞の善人である、君子は獨りを謹む人である、好き軍人は命をさかざるも進み、善き小使は主人の留守でも働く。行爲の主力を自我の内にも求むるは最も必要である、學者は之を自律的と名けて、今日の人々は大概贊成する。が、私は未だ之に満足するとは出来ぬ。成程、必要には違ひない、之を外に求むるに比較せば、數倍すぐれて居るに違ひない、されど完全とはいへぬ、若し行爲の主力を内心にのみ置かば、自分が善と考へてなしたとは皆な悉く善行でなければならぬ、斯様にいへば、世の中に不道徳者は甚だ少ない、何せなれば、世の所謂悪事でも、悪事と思ふてする人は甚だ少ないからである。又之に就て疑はしきとがある、我精神の力が各自行爲の主力となる程の健全なものであるか如何といふとである。若し假りに吾人の精神には非善惡を判断する程の價値ありと許すも、倫理道徳の談益々盛んにして、其實行が之に相應せざるのみか、殆んど反對の様有様を見ては、我精神が、能く廢惡修善の行動の主力即ち力を有するものなるかは疑はしひ、又若し行爲の主力を單に自己の精神にのみ求むる時は、人は益々孤立的となり、國と國、人と人との間に最も必要な調和といふとがなくなるものである。更に思ふに、人は自分の身體を自分に捧ぐるとは出来ぬ、自分が籠に乗りて自分がその籠をさげて行くとは出来ぬ、行爲の主力を單に自己の内にも求めんとするは、稍是と同類で其實不可能ではないかと思ふ。

然らば、人間が完全の行爲の主力は外に求むべからざる

共に又内に求むべからず、ろうすると、吾人は日々の行爲の主力は何れに求むるが最も必要であるか。吾人は之を何れに求むべきであるか。そこで倫理問題にも宗教と云ふものが必要になりて來るのである。宗教は生死に關する凡べての事を吾人に教ゆるものである、行爲は生に就ての一問題である、然らば宗教上から、吾等は日々行爲の主力は何れの所に求むべきであるか。宗教にも種々あり、佛教中でもうの説き方は種々ありましやう、が、私は聊か自己の經驗上(修養足らず、日々の行爲は實に淺間敷ものなれど)自から満足して居るものに就て一言しやうと思ふ、一口に言へば、御互行爲の主力は之をみ佛に求むるに勝るものはないと思ふ。うの佛とは如何なる佛であるかといふに、盡十方無尊光如來である、單に西方淨土に偏在する阿彌陀如來ならば盡十方とはいへぬ、單に我胸の中に存する如來ならば无尊光佛とはいへぬ。行爲の主力は自己已外に求むるとが不可ならば、宗教上に於ても西方偏在の佛に行爲の主力を求むるは不可能である。自己の精神中に之を求むるが充分ならざれば、己身の彌陀に行爲の主力を求むるといふもまた不充分である、不可能である。唯われらは内にも外にもあらず外にもあらず盡十方无尊光如來の一佛に行爲の主力を求むべきである、否な一たびこの如來を信せば直ちに行爲の主力をも自然に獲得するものである。信するとはこの無得光如來の光に接するものである、大悲の御手に觸れるとである、電線に接せば電氣力を感ずる、瀛車に乗らば瀛車の速力は直ちに各自の身體に移る、そこで、瀛車に乗らば走

らずして走るとが出来る、佛の願力に乗ずる人は、爲作造作を加へずして、一生涯完全なる行爲が出来るのである、倫理學者は人間行爲の標準を研究する、若し幸に之によりて人間行爲の目標が定めらるゝとするも、倫理學者のいふ所の至善は決してステルケを有するものでない、決して吾等に力を與ふるものでない、人間の行爲は働くことである、働くには必ず力を要するとは先きにいふた通りである、然らば倫理學者のいふ所の至善などいふものは、吾人に對して行爲の主力となるものでない、是によりて私は道徳的行爲の主力は宗教にあらざるべし、到底得るとは六ヶ敷、盡十方无尊光如來大悲に接するが、道徳的行爲の主力を獲得する好方便だと思ふ。

會 報

◎大隈伯邸に於ける四恩瓜生會

四恩瓜生會秋季大會は前號に報道したる如く去る二十日午後一時より豫定の順序に従ひ早稲田大隈伯邸内なる苑遊會場に於て開會せられたり此の日や初冬に近き秋の日ながら大空一碧拭ふが如く微風温暖極めて快適の好天氣なりければ正午頃より車馬を驅り輕裘を翻へして來會するもの陸續として絶えず午後一時頃には早くも三千餘名の多數に達し門外より屈折して専門學校附近に至る一帶の地は馬車、腕車を以て隙間もなく埋めらるゝを見たり歩いて苑遊會場に充てたる庭園に至れば此許は一面の白砂銀の如く青竹の欄干を以て結び繞らしたる東籬



の下には満目の黄菊白菊其の幾百千株なるを知らず中には霜風摧落して錦片紛々たるも鮮からぬ多きは今二三日が程を花の名残と咲き亂れたれば復郁たる満枝の幽香玉露を含み金風に舞ひ冷艶一色観るものをして覺せず他界に遊ぶの感あらしめたり加ふるに此日の會員及び來賓は何れも名媛閨秀を以て満され男子は僅に之が一部分を占むるに過ぎりければ金釵花に晃めき香衣風に舞ひ其の美麗優婉を極めたること通常遊會の席に於て容易に見る能はざる所なり斯くて二時三十分頃に至るや養育院幹事足達憲忠氏起て開會の趣旨を陳べ且つ大隈伯爵より一場の演説あるべき旨を告げて席に復すれば主人の伯はやをら軀を苑の東北方に設けたる演壇の上に顯はし先づ名譽ある四恩瓜生會秋季大會を吾が邸内に開かれたるを感謝し三千餘名の夫人令嬢に對して故人瓜生君子が生前に於て施設したる事業の甚だ偉大なるを賛し余は生來草花を好むの癖あるが故に草花を以て説をなさんといひ花は一種の感化力を有するものにして昔より花を愛づるものに惡人ある事を聞かず花は無邪氣にして人の性情を高潔にし神明佛陀の之を好ませ給ふが故に冠婚葬祭の大禮にも必ず花を備ふるなり是れ邪心なく惡念なき天真爛漫の至情神に通じて其愛護を受くる所以なるが人界の事も亦た此の如し神佛に接近する宗教の四恩會が花の如き瓜生會と相合して慈善事業に盡瘁せらるるは頗る尊敬すべき事にして善は一人一箇の能する所のものにあらず神聖なる金甌無缺の我日本國に大なる慈善を行はんと欲せば宜しく共同團體の力に須たざるべからざること素より言ふ迄もなし人間の上より見れば神の恵み佛の慈悲耶穌の博愛孔子の仁義孰れも同一にして宗教信仰の事も亦人民の

司、蜜柑、ボーロの類を山積せし卓上に向はしめ参々伍々手を携へて花壇を眺め泉地の邊を逍遙し和氣藹々たる間に歡笑娛樂の愉快を極め優然として歸路に就きしは四時三十分頃にもやありけんかし記者招かれて席に列し辭して門を出づれば芬々たる清香袖に薫し紫帯金英宛として車前を掠むるが如し

因みに當日幹旋の人々は原、河野、松田、岩佐、松平、細川、宏、矢野、藤井、天野又來會者の重なるものは毛利、中川、島津、櫻橋の諸氏なりと

新刊寄贈書目

龍樹の佛敎觀	一	京都	著	者
國學院雜誌	六一〇、	麴町	國	學
德風	九八、	三河	德	風
中央公論	一五、一〇、	本郷	反	省
無盡燈	五、一六、	京都	無	盡
婦女新聞	每號、	本所	婦	女
北海佛敎	三七、	小樽	北	海
文星	六、	神田	四	海
山梨佛敎	一〇、	甲府	山	梨
日本主義	五一、	芝區	大	日
東京毎週新誌	每號、	赤阪	東	京
天地人	四七、	神田	三	才
宗報	九二、	芝區	曹	洞
傳燈	二二三、	京都	傳	燈
教育公報	二四一、	神田	帝	國

自由に屬するものなれば空理空談に走らず實踐躬行を努めらる、事宜しく彼の瓜生氏の如くなるべし人は今日の人心を腐敗せりといへど更に其腐敗の甚しきものは維新革命の際に於ける人心の腐敗なるべし此時に當て獨り亭々として俗流を抜き殺伐亂暴の間に於て能く大業の成功を告げたる瓜生氏の功績は眞に贊嘆するに堪へたるものなりと論じて壇を降り是に於て會員下田歌子氏は徐ろに歩を演壇に前めて先づ伯爵の厚意を謝し更に會員に向ひ吾が永年の懇意なる瓜生女史生前のお嘶すべしと告げ宗教を信する者は高尚にして其内に發する惻隱の心は聖人の心に叶ふものなり瓜生女史一代の目的は慈善救濟の一途にして十四歳の時より人生の苦難を救助せんと欲し佛門に歸依して安心立命の地を得し以來六十歳の最後に至るまで殆んど善と慈愛に其一心を捧げたるものなり一寸其一例を擧ぐれば平生木綿服を着して曾て絹布を纏はず頭も櫛巻にして麥飯を常食となし得る所のものは悉く貧人に給與して人間の苦難の中より救はんとするを以て其本願とせり余が知る所を以てせば歐米各國にも亦た慈善會なるもの甚だ多し併しながら這は實際の一道具として其名を列するものにして之を爲さざれば交際場裏に巾の利かざるが如き傾向あり瓜生氏の事業は全く之に反し何事も他人の知らざらん事を欲し常に人に隠れて其慈善に盡瘁したるを以て同氏の生前には之を知るもの甚だ僅少なりしにも拘はらず一度は目を瞑らるゝや彼れも瓜生氏の事業なり此も瓜生氏の事業なりとて諸方に慈善博愛の事業勃興し即ち學校、病院、養育院等今日の如き盛大を致したること我等一同の龜鑑とすべき所なりとて拍手の間に壇を降り會員と共に來賓を導きて菓子、壽

新佛敎	一、五、	本郷	佛	教
大帝國	三、一〇、	神田	博	文
加持世界	一、	小石川	加	持
大道叢誌	一四九、	本郷	大	道
博愛	七四、	山梨	博	愛
教友雜誌	三五八、	同	教	友
禪教	九、	神田	光	融
佛敎	一六六、	淺草	佛	敎
法藏	一八〇、	京都	法	藏
通俗佛敎	一、	神田	光	融
勝友叢誌	一、二、	牛込	勝	友
社會	二、一九、	東京	社	會
東洋哲學	七、一一、	小石川	東	洋
史學雜誌	一、七、	麻布	森	江
二諦敎報	十一、一一、	本郷	史	學

本部廣告

本會歳末決算上の都合も有之候に付、本誌代金相切れ或は未納の諸君は此際遅くも本月二十日迄に必ず御送金被成下度此段御依頼申上候也

大日本佛敎徒同盟會出版部

三十三年十二月



◎通俗道人高田道見著 (總ふりかな附)

# 新刊 通俗 佛敎疑問解答集

第〇〇正價壹金壹圓 郵十二錢  
洋本美裝菊版大形  
紙數六百餘ページ

本書目次

- 佛敎病問辨 ●酒肉禁制の旨 ●輪廻轉生の疑點 ●無明と眞如の關係 ●天然と因縁 ●佛界中の九界 ●本身と化身
- の理如何 ●彌陀大日影色の由 ●諸天に男女の相ありや ●因果報の主宰者如何 ●佛理に於ける男女の差別 ●無學者への
- 眞如如何 ●同時成佛の旨 ●如何 ●佛前大日影色の由 ●諸天に男女の相ありや ●因果報の主宰者如何 ●佛理に於ける男女の差別 ●無學者への
- 皆空如何 ●無功徳の意旨 ●如何 ●佛前大日影色の由 ●諸天に男女の相ありや ●因果報の主宰者如何 ●佛理に於ける男女の差別 ●無學者への
- 死期如何 ●母の起原如何 ●如何 ●佛前大日影色の由 ●諸天に男女の相ありや ●因果報の主宰者如何 ●佛理に於ける男女の差別 ●無學者への
- 提大士如何 ●起原如何 ●如何 ●佛前大日影色の由 ●諸天に男女の相ありや ●因果報の主宰者如何 ●佛理に於ける男女の差別 ●無學者への
- 陀如來如何 ●起原如何 ●如何 ●佛前大日影色の由 ●諸天に男女の相ありや ●因果報の主宰者如何 ●佛理に於ける男女の差別 ●無學者への
- 十界如何 ●起原如何 ●如何 ●佛前大日影色の由 ●諸天に男女の相ありや ●因果報の主宰者如何 ●佛理に於ける男女の差別 ●無學者への
- 菩提心如何 ●起原如何 ●如何 ●佛前大日影色の由 ●諸天に男女の相ありや ●因果報の主宰者如何 ●佛理に於ける男女の差別 ●無學者への

**本書** は以上の疑問に就き著者が縦横無盡の筆力を以て、通俗平易に答案を附したるものにて、其の世を益し人を利したることを以て、第壹篇、第二篇を公にしたるを以て、其の價値の如何は、世上既に定評のあるれば今更此に之を喋々せざるべし、仍て今は出版發賣の期限方法を公告すれば以て足れりとす

**本書** 第壹篇、第二篇は豫約法を以て出版せしものなるが、今回は少しく其の方法を改め、豫約者の數に依りて其の部數を増減せず、凡そ本館が見込む所の部數を印刷し、『割引期限』を特定して以て、天下購客の便利を謀らんとす、而して製本裝飾の如きも、第壹篇、第二篇の通りにては、少しく遺憾なきにあらざるがゆゑ、最極上の本綴とし、永久の保存に便ならしむ、且つ時勢の變遷に連れ、代價も隨て改正せざるを得ざるに至れり、大方の購客之を諒せよ

◎割引代一部 郵税 金九拾錢 ◎割引代注文 込期限 明治三十一年十一月一日より十二月十日で送本 月十五日前より順送す ◎特別 本書 第一、第二、第三篇まで揃へて求めんとする諸君は送すべし但し割引期中に限る ◎館告 本書 金貳圓七拾錢を送らるべし左すれば第一篇第二篇は即日發行

發行所 東京芝區愛宕町一丁目十六番地 通俗佛敎館

明治三十一年十二月二十六日 通信省第三種郵便物認可 發行 政教時報第四十四號